

報告第13号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和3年6月8日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 2 7 号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条の 5 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付則第 4 条の 4 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

付則第 4 条の 4 の 2 中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の足立区特別区税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。